

# 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金を下ろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらよいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

## 利用できる方

- 認知症や知的障害、精神障害のため、日常生活上の判断に不安のある方
- ※ 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。ただし契約によるサービスのため、契約締結が可能な判断能力が必要となります。

## サービスのしくみ

- 専門員が訪問して、「契約締結ガイドライン」に基づく面談のうえ、ご本人の契約能力の有無を見極めます。その後、ご本人とサービスの内容を話し合い、支援計画を立てて契約を結びます。
- 契約後は、神栖市社協に登録されている「生活支援員」が支援計画に基づいてサービスを提供します。

## サービスの内容

### 福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の代行
- 入所・入院している施設・病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

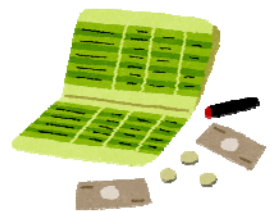


### 日常的な金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 預貯金の出し入れや解約等の手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的な金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。

### 書類等の預かりサービス

- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします



預かることができるもの（書類など）	預かることができないもの
・年金証書 ・実印	・宝石 ・書画 ・骨董品 ・貴金属類など
・預金通帳 ・銀行印	
・証書（保険証書、不動産権利書、契約書など） ・その他適当と認めた書類など	

## 利用料

※生活保護を受けている方は、利用料が免除されます。  
※支援に伴う交通費についても、実費負担をしていただくことがあります。

- ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の支援については有料となります。

福祉サービス利用手続きの援助や金銭管理などのサービス	1時間あたり <b>1,100円</b>
通帳や証書などを預かる書類等預かりサービス	1ヶ月あたり <b>500円</b> （保管料）